

# 豊橋市立南部中学校PTA会則

## 第一章 総 則

### 第1条 〔名称及び所在地〕

本会は、豊橋市立南部中学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

### 第2条 〔会 員〕

本会は、豊橋市立南部中学校生徒の保護者またはこれに代わる人（監護人）ならびに本校に勤務する職員をもって組織する。

### 第3条 〔目 的〕

本会は学校と家庭との関係を密にし、保護者と教師の協力により、教育の刷新強化を図り、会員の教養の向上と生徒の健全育成ならびに福祉増進を図ることを目的とする。

### 第4条 〔入退会〕

会長は、生徒の入学・転入に際し、その保護者にPTAの加入協力を求めること。

会員の退会にあたっては、書面をもって会長に届けること。ただし、生徒の学籍がなくなった場合にはこの限りではない。

退会した会員の再度の入会はこれを妨げない。

## 第二章 役員・委員組織

### 第5条 〔役員・委員〕

本会に次の役員および委員を置く。

- |     |      |               |
|-----|------|---------------|
| ・役員 | 会長   | 1名            |
|     | 副会長  | 3名（内1名は教頭）    |
|     | 書記   | 2名（内1名は教諭）    |
|     | 会計   | 3名（内1名は教諭）    |
|     | 会計監査 | 2名（各小学校区1名）   |
| ・委員 | 常任委員 | 若干名           |
|     | 委員   | （各町若干名、各学級1名） |

### 第6条 〔役員を選出〕

役員は、定期総会において選任する。ただし、候補者は、会長より委嘱された候補者選考委員会によって選考し、総会において承認を受ける。

### 第7条 〔委員を選出〕

委員は各町および各学級より選任する。

### 第8条 〔任期〕

役員・委員の任期は1年とする。ただし、再選することができる。

### 第9条 〔任務〕

本会の役員、委員の任務は次のとおりとする。

- ・会 長 本会を代表し、一切の仕事の総括をする。
- ・副会長 会長を補佐し、会長に事故のあるときは、これを代行する。
- ・書 記 役員会その他諸会議の議事録を作成する。

- ・会 計 財務及び会計の事務処理を行う。
- ・会計監査 会計経理の監査をおこなう。
- ・常任委員 役員、常任委員会に出席して諸活動をおこなう。
- ・委 員 委員会に出席して諸活動をおこなうとともに、各専門部会に所属し諸活動を計画立案して運営にあたる。

#### 第10条 〔顧問・相談役〕

本会に顧問・相談役を置くことができる。顧問・相談役は、会議に出席し意見を述べるができる。

### 第三章 役員・委員組織

#### 第11条 〔役員・委員〕

本会に次の機関を置く。

- 1 総会      2 役員・常任委員会      3 委員会      4 専門部会

#### 第12条 〔総会〕

定期総会は、毎年1回、年度はじめに開催し、事業・決算・予算案を議決する。また、役員承認と会則の改廃をおこなう。

必要があるときは、会長は、役員・常任委員会にはかり、臨時総会を開くことができる。

#### 第13条 〔役員・常任委員会〕

役員・常任委員会は、会長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 総会・委員会の議決事項の運営
- 2 委員会に提出する議案の審議
- 3 その他目的達成のための諸活動の審議

#### 第14条 〔委員会〕

委員会は、会長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 総会に提出する議案の審議
- 2 役員・常任委員会が提案する事項の議決
- 3 その他

#### 第15条 〔専門部会〕

専門部会は、部長が必要に応じて召集し、次のことをおこなう。

- 1 委員会の議決事項の運営
- 2 その他

#### 第16条 〔議決〕

会議の議決は、出席会員の2分の1以上の同意を要する。

### 第四章 会 計

#### 第17条 〔会費〕

本会の経費は、会費・寄付金その他の収入をもってこれにあてる。会費の金額は総会で決める。

#### 第18条 〔会計年度〕

会計年度は、4月1日から翌年3月31日までの1か年とする。

## 第五章 会則の改正と細則

### 第19条 〔会則の改廃〕

会則は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改廃することができる。

### 第20条 〔細則〕

本会に必要とする細則は、役員・常任委員会の議決によって設けることができる。

付 則	本会則制定	昭和49年 5月 7日
	第1次改正	昭和50年 5月 1日
	第2次改正	昭和59年11月25日
	第3次改正	昭和60年 5月 9日
	第4次改正	昭和63年 5月 6日
	第5次改正	平成13年 4月 1日
	第6次改正	平成21年 4月30日
	第7次改正	平成30年 4月19日
	第8次改正	令和 3年 2月12日
	第9次改正	令和 8年 4月 1日